

京都市告示第 94 号

都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 26 日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
中久南第二公園	南区久世中久世町一丁目 3 1 3	告示の日

(建設局南部みどり管理事務所)